

## 監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した福祉保健部〔地域福祉課（三島会館）市民福祉会館、太陽の家児童デイサービスセンター、健康管理センター、休日急患センター、看護専門学校、児童家庭課（保育園、児童館、児童クラブ）、児童文化センター、児童センター、国保年金課（診療所）、介護保険課（地域包括支援センター）、子育て総合支援センター〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成22年2月16日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸
同	木	下	章

## 福祉保健部定期監査結果報告書

### 1 監査の実施日

平成22年1月26日（火）

平成22年1月27日（水）

### 2 監査の対象

福祉保健部

福祉保健部〔地域福祉課（三島会館）市民福祉会館、太陽の家児童デイサービスセンター、健康管理センター、休日急患センター、看護専門学校、児童家庭課（保育園、児童館、児童クラブ）、児童文化センター、児童センター、国保年金課（診療所）、介護保険課（地域包括支援センター）、子育て総合支援センター〕（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況。

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じて

関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

超過勤務時間が多い原因として相談窓口での説明に多くの時間を費やしその結果通常業務が時間外になるとの説明があったが、専門の相談員の配置などを考慮すべきである。また、補助金の交付については、原課に管理責任があり使途、実績など十分に把握すべきである。

さらに、国民健康保険税、介護保険料の収納率は依然として低迷しており収納手法の改善が望まれる。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

### 5 各課等の予算執行状況は別表1～10のとおりである。（別表省略）